練馬区総合事業サービスコード 令和6年4月1日~令和6年5月31日

練馬区訪問サービス(A2) (練馬区においては被爆者手帳の提示がある方等に限定して使用) 事業対象者・要支援1・2

水色⇒新設 ※**赤太字**のコードを修正しました(令和6年4月22日)

黄色または赤字⇒変更

灰色⇒廃止

	火ビー	光 上								
サービ	スコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合 成 単位数	算定 単位	
A2	1111	訪問型独自サービス11		(1月につき)1週に1回程度の場合			1,176	単位	1,176	
A2	1211	訪問型独自サービス12	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	(1月につき)1週に2回程度の場合			2,349	単位	2,349	1月に つき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(1月につき)1週に2回を超える程度の場合			3,727	単位	3,727	,727
A2	2411	訪問型独自サービス21		標準的な内容の指定相当訪問型サービスの場合(※上限3,727単位) 28				単位	287	7
A2	2511	訪問型独自サービス22		である場合	所要時間20分以上45分未満の場合(※上限3,7	727単位)	179	単位	179	つき
A2	2621	訪問型独自サービス23			所要時間45分以上の場合(※上限3,727単位)		220	単位	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		短時間の身体介護が		163	単位	163	63	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	二 訪問型サービス費(Ⅳ) (独自)	事業対象者·要支援1 ※1月の中で全部で4	回まで		268	単位	268	_
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(V) (独自)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※1月の中で全部で5回から8回まで 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ※1月の中で全部で9回から12回まで			272	単位	272	72 1回に つき
A2	2621	訪問型独自サービスVI	へ 訪問型サービス費(VI) (独自)				287	単位	287	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		合	月につき)1週に1回程度の場合			12単位減算	-12	181-
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	高齢者虐待防止措置未実施 減算		(1月につき)1週に2回程度の場合			23単位減算	-23	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(1月につき)1週に2回を超える程度の場合			37単位減算	-37	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスの場合(※上限3,727単位)			3単位減算	-3	3
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			女 生活援助が中心 である場合	所要時間20分以上45g (※上限3,727単位)		2単位減算	-2	1回に
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				所要時間45分以上の: 3,727単位)	場合(※上限	2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 一建物の				所定単位数の10%減算			1月に つき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		勿の利用者50人以上にサービスを行う場合 所ご			所定単位	位数の15%減算		1月に
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位	所定単位数の12%減算		つき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ初回加算	Ĵ			200 単位加算		200	1月に つき

練馬区総合事業サービスコード

令和6年4月1日~令和6年5月31日

練馬区訪問サービス(A2) (練馬区においては被爆者手帳の提示がある方等に限定して使用) 事業対象者・要支援1・2

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合 成	算定
種類	項目	9 CΛP1GPHO10	并汇 模目					単位数	単位
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	-二 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携	s加算(I)	100 単位加算		100	1月に
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	一 工冶城化四工建场加昇	(2)生活機能向上連携	ま加算(Ⅱ)	200 単位加算		200	
A2	6102	訪問型独自サービスロ腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加第	草	50	月1回限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I		(1)介護職員処遇改善	F加算(I) 所定単位数=イからホまでにより算定した単位数の合計	所定単位数の 1	37/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	へ 介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 1	00/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(皿)		所定単位数の	55/1000 加算		1月に
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の	63/1000 加算		つき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 Ⅱ	改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の	42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の	24/1000 加算		